

国立循環器病研究センター 女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第8条に基づき、次のとおり一般事業主行動計画を策定する。

1. 計画期間 平成28年4月1日から平成33年3月31日までの5年間

2. 当センターの課題

- (1) 育児休業を取得した男性職員がいない。
- (2) 男性の平均継続勤務年数に比して女性の平均継続勤務年数が短い。

3. 目標と取組内容・実施時期

目標1：平成32年度までに、育児休業を取得する男性職員を1人以上にする。

〈 取組内容 〉

●平成28年4月～

- ・男性職員の配偶者出産休暇や育児参加のための休暇を取得しやすいよう、これらの制度について、イントラネット等を活用し、職員への周知を徹底するなど、職場と家庭の両方において男女がともに貢献できる職場風土づくりに向けた意識啓発を行う。
- ・出産・子育てに関する制度をリーフレットにし、配付する。
- ・対象職員にアンケート調査を実施し、課題分析を行う。

目標2：平成32年度までに、平均継続勤務年数の男女差を、平成27年度の実績（3.9年）から1.6年縮減し、2.3年以下とする。

〈 取組内容 〉

●平成28年4月～

- ・職場と家庭の両方において男女がともに貢献できる職場風土づくりに向けた意識啓発を行う。
- ・年次休暇について、家族の記念日等における連続休暇等の取得を奨励するほか、年間の取得目標を設定した上で計画表を活用すること等により、取得促進に向けた取組を行う。
- ・様々なハラスメントが起こらないようにするための職員への周知徹底を行う。

女性の活躍状況に関する情報公開

- ① 採用した労働者に占める女性労働者の割合（平成27年度）

常勤職員	非常勤職員
61.6%	58.7%

- ② 男女の平均継続勤務年数の差異（平成28年3月）

男性	女性	全体
11.4年	7.5年	9.1年

- ③ 男女別の育児休業取得率（平成27年度）

男性	女性
0%	100%

- ④ 管理職に占める女性労働者の割合（平成28年3月）

21.6%
